



市 章

# 名護市公報

第500号

発 行 令和 7年 7月15日

発行所 名護市  
総務部総務課

## ———— 条 例 ————

- 名護市条例第16号(総務課)  
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の公布について
- 名護市条例第17号(総務課)  
名護自然動植物公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の公布について
- 名護市条例第18号(総務課)  
名護市堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の公布について

## ———— 告 示 ————

- 名護市告示第120号(国民健康保険課)  
執行停止通知書の公示送達について
- 名護市告示第121号(保育・幼稚園課)  
名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱の公表について
- 名護市告示第122号(会計課)  
名護市指定金融機関及び名護市収納代理金融機関の変更告示について
- 名護市告示第123号(国民健康保険課)  
差押調書(謄本)の公示送達について
- 名護市告示第124号(社会福祉課)  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について(更新)
- 名護市告示第125号(商工・企業誘致課)  
名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 名護市告示第126号(財政課)  
令和7年度名護市一般会計補正予算の公表について(第1号補正)

- 名護市告示第127号(財政課)  
令和7年度名護市一般会計補正予算の公表について(第2号補正)
- 名護市告示第128号(農業政策課)  
名護市遊休農地対策補助金交付要綱の制定について

○ 名護市告示第129号(低所得世帯価格高騰重点支援給付金事業PT)

名護市定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務実施要綱の公表について

## ———— 公 告 ————

- 名護市公告第42号(工事契約検査課)  
名護市公募型指名競争入札の実施について(仲尾次地区農道整備工事(1工区))
- 名護市公告第43号(商工・企業誘致課)  
TSUNAGU CITY 2026 in NAGO 企画提案及び運営業務委託に係る公募型プロポーザルの実施及び公告について
- 名護市公告第44号(工事契約検査課)  
名護市公募型指名競争入札の実施について(多世代交流施設電気設備工事)
- 名護市公告第45号(まちなか再開発・公共交通課)  
名護中心市街地整備事業調査業務委託(その4)に係る公募型プロポーザルの実施について(公告)
- 名護市公告第46号(工事契約検査課)  
名護市公募型指名競争入札の実施について(名護100号線道路改良工事(その6))
- 名護市公告第47号(地域力推進課)  
認可地縁団体「名護市汀間区」の所有不動産の登記移転等に係る公告について
- 名護市公告第48号(農業政策課)  
農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る公告及び通知の送付について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 6月26日


名護市長 波島知 武豊 

名護市条例第16号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
例 別紙

名護自然動植物公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 7 月 2 日

名護市長 渡具知 武 豊 

名護市条例第17号

名護自然動植物公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ~別紙

名護市堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 7月 24日

名護市長 渡具知 武豊 

名護市条例第18号

名護市堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ~別紙

公 示 送 達 書

下記書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和7年6月11日

名護市長 渡具知 武豊



納 税 通 知 書 番 号	書 類 の 名 称	税 目	納 税 義 務 者
87068	執行停止通知書	国民健康保険税	石川 利治
920339	執行停止通知書	国民健康保険税	知念 保秀
383374	執行停止通知書	国民健康保険税	安里 今日子

名護市告示第121号

名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年6月20日

名護市長 渡具知 武豊



名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱 ～別紙

## 名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育人材の就業継続及び離職防止を目的として、市内の保育施設等に保育士等として勤務する者に対し、予算の範囲内において、名護市保育士等継続応援給付事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を受け設置した保育所をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設をいう。
- (4) 保育施設等 認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業所をいう。ただし、公立であるものを除く。
- (5) 保育士等 保育施設等に勤務する保育士、保育教諭、看護師、准看護師、保健師及び養護教諭並びに認定こども園に勤務する幼稚園教諭をいう。
- (6) フルタイム 当該保育施設等の就業規則において定められている勤務すべき時間数に達する勤務形態である者
- (7) パートタイム フルタイム以外の勤務形態である者

(対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、申請日時点で市内保育施設等に勤務しており、毎年度4月1日（以下「基準日」という。）において、保育士等としての勤務年数が次に掲げる区分のいずれかに該当する者とする。

- (1) 5年目（通算4年以上5年未満）
- (2) 8年目（通算7年以上8年未満）
- (3) 11年目（通算10年以上11年未満）
- (4) 定期（11年目受給から通算3年毎）

2 前項の規定にかかわらず、現に勤務する保育施設等の施設管理者の職にある者は交付対象者としなない。

3 第1項の規定にかかわらず、市内の保育施設等での勤務年数が11年以上である保育士等が、初めて助成金の交付を受けようとする場合は、第1項第4号の区分とし、交付対象者とする。

(勤務年数の算定)

第4条 勤務年数の算定は、次の各号によるものとする。

- (1) 市内の保育施設等で就労する期間を通算する。
- (2) 勤務年数の数え方については、12月を1年とする。
- (3) 月途中の採用者については、勤務を開始した翌月を初月とする。
- (4) 月途中の退職者については、当該月を要件該当月に含めないものとする。

- (5) 産前産後、育児、疾病等による休職期間は、算入できるものとする。
- (6) 過去に保育士等として市内の保育施設等に勤務していた者が、名護市保育士等緊急確保事業助成金（以下「緊急確保事業助成金」という）の交付を受けていた場合は、初めて緊急確保事業助成金の交付を受けた年度を1年目とする。

（助成金額）

第5条 助成金の額は、別表に定める額とする。

- 2 勤務形態は、毎年度の基準日時点に該当するものとする。ただし、基準日時点において、勤務していない者については、当該年度中の勤務を開始した日における勤務形態とする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付申請書（様式第1号）を、市長が定める日までに市長へ提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 雇用証明書（様式第2号）
- (2) 申請者情報一覧（様式第3号）
- (3) 誓約兼同意書（様式第4号）
- (4) 資格証等の写し
- (5) その他市長が必要とする書類

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、審査の上、助成金の交付の可否を決定し、名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 前条の規定に基づき交付決定を受けた者は、名護市保育士等継続応援給付事業助成金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消又は返還）

第9条 市長は、第7条による交付決定後、当該決定を受けた者が虚偽その他不正の手段により交付決定を受けていた場合は、規則第16条及び第17条の規定によりその全部又は一部の決定を取り消し、助成金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

区 分	助成金の額	
	フルタイム	パートタイム
5年目	50,000円	25,000円
8年目	70,000円	35,000円
11年目	100,000円	50,000円
定期	50,000円	25,000円

名護市長 殿

氏 名  
住 所  
勤務施設  
連絡先

名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付申請書

下記のとおり、名護市保育士等継続応援給付事業助成金の交付を受けたいので、名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

- 1 助成金の申請区分及び申請額  
申請区分： \_\_\_\_\_  
勤務形態： \_\_\_\_\_  
申請額： \_\_\_\_\_ 円
- 2 添付資料
  - (1) 雇用証明書
  - (2) 申請者情報一覧
  - (3) 誓約兼同意書
  - (4) 資格証等の写し
  - (5) その他市長が必要とする書類

雇用証明書

施設名	
施設所在地	
代表者名	①

下記の者は、次のとおり在職していることを証明します。

記

① 氏 名	
② 職 種	
③ 採用年月日	年 月 日
④ 雇用形態	フルタイム or パートタイム
	月に 日勤務
⑥ その他特記事項	

様式第3号（第6条関係）

申請者情報一覧

氏名		
生年月日	年	月 日
住所	〒	
勤務する施設		
有する資格		
登録番号		
登録年月日		
勤務歴	(例)〇〇保育園	平成△年△月△日～令和□年□月□日
勤務年数	年	か月（ 年4月1日時点）

名護市保育士等継続応援給付事業助成金に係る情報が上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

(本人署名又は記名押印)

## 様式第4号（第6条関係）

## 誓約兼同意書

名護市保育士等継続応援給付事業助成金の交付申請に当たり、次の事項について、誓約又は、同意します。

- 1 交付申請の審査に当たり、名護市が審査に必要な情報を公簿等により取得することに同意します。
- 2 継続して市内保育施設等で、保育士等として勤務する意思があることを誓います。
- 3 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けていたとして名護市から助成金の返還を求められた場合は、交付を受けた助成金を返還することに同意します。
- 4 税法上の確定申告等、必要な行動をとることに同意します。
- 5 助成金に係る税金等の調査のために、国や地方自治体から報告を依頼された場合、もしくは報告の必要があると判断した場合については、助成金に係る情報提供することに同意します。

年 月 日

（本人署名又は記名押印）



様式第 6 号 (第 8 条関係)

年 月 日

名護市保育士等継続応援給付事業助成金請求書

名護市長 殿

住所  
氏名

印

名護市保育士等継続応援給付事業助成金について、名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱第 8 条に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額	円
------	---

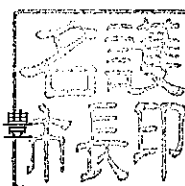
振込口座	金融機関		預金種目	
	支店名			
	口座名義人		口座番号	

名護市告示第 122 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 2 項及び第 4 項の規定により、名護市指定金融機関及び名護市収納代理金融機関を次のように変更するので、同条第 8 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 20 日

名護市長 渡具知 武豊



1 金融機関の名称及び取扱事務

指定金融機関

株式会社 沖縄海邦銀行

公金の収納及び支払事務

収納代理金融機関

株式会社 沖縄銀行

公金の収納事務の一部

2 事務取扱開始年月日

令和 7 年 7 月 1 日

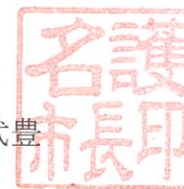
公 示 送 達 書

下記書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和7年6月27日

名護市長 渡具知 武豊



納 税 通 知 書 番 号	書 類 の 名 称	税 目	納 税 義 務 者
108383	差押調書（謄本）	国民健康保険税	中村 學
875660	差押調書（謄本）	国民健康保険税	中村 龍二

名護市告示第 124 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定特定相談支援事業者の指定について

指定特定相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び  
社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の30第  
2項第1号の規定に基づき告示する。

令和7年7月1日

名護市長 渡具知 武豊



指定する事業者の名称等 ～別紙

別紙

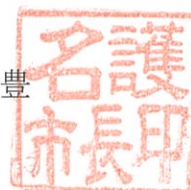
- 1 指定等に係る指定特定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 医療法人 タピック
  - (2) 所在地 沖縄県沖縄市比屋根二丁目15番1号
  
- 2 指定等に係る事業所の名称及び所在地
  - (1) 名称 相談支援事業所リガーレ
  - (2) 所在地 沖縄県名護市字宇茂佐1787番地3
  
- 3 指定等の年月日
  - (1) 令和7年7月1日
  
- 4 指定等に係る指定計画相談支援の種類
  - (1) 特定相談支援事業
  
- 5 事業の主たる対象者
  - (1) 身体障害者
  - (2) 知的障害者
  - (3) 精神障害者
  
- 6 事業所番号  
特定相談支援事業 4731600161

名護市告示第125号

名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年7月1日

名護市長 渡具知 武豊



名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
 名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付要綱（令和7年告示第104号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
第1条～第15条 略 別表（第5条関係） 対象となる事業対象経費			第1条～第15条 略 別表（第5条関係） 対象となる事業対象経費		
1 補助 対象経費	予算項目	内容	1 補助 対象経費	予算項目	内容
	報償費	講師謝礼金等に係る事業を実施するために必要な経費		報償費	講師謝礼金等に係る事業を実施するために必要な経費
	旅費	旅費、宿泊費、交通費等に係る事業を実施するために必要な経費		旅費	旅費、宿泊費、交通費等に係る事業を実施するために必要な経費
	需用費	パンフレット等の制作費に係る事業を実施するために必要な経費		需用費	パンフレット等の制作費に係る事業を実施するために必要な経費
	荷造運賃費	商品搬送等の事業を実施するために必要な経費		荷造運賃費	商品搬送等の事業を実施するために必要な経費
	使用料	機械器具等のリース代や、会場使用料など事業を実施するために必要な経費に係る経費		使用料	機械器具等のリース代や、会場使用料など事業を実施するために必要な経費に係る経費
	その他経費	事業を実施するために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの		その他経費	事業を実施するために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの
備考1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。			備考1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。		
2 本事業に申請した補助事業内容で国、公共団体、またはそれらに準ずる公的補助制度による補助を受けた場合、補助対象外とする。			2 本事業に申請した補助事業内容で国、公共団体、またはそれらに準ずる公的補助制度による補助を受けた場合、補助対象外とする。		

- |   |   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>3 売上げに係る販売手数料は、補助対象外とする。</li><li>4 航空機を利用する場合、クラスJ、プレミアムクラス料金は、補助対象外とする。</li><li>5 名護市地域商業グロウアップ支援事業業務委託にて計上されている同経費については、補助対象外とする。</li></ol> | <ol style="list-style-type: none"><li>3 売上げに係る販売手数料は、補助対象外とする。</li><li>4 航空機を利用する場合、クラスJ、プレミアムクラス料金は、補助対象外とする。</li><li>5 名護市地域商業グロウアップ支援事業業務委託にて計上されている同経費については、補助対象外とする。</li></ol> |
|---|---|



備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市内事業者の売上増加を図るため、商品開発相談や既存商品のブラッシュアップ等の支援並びに市内外への販路拡大支援及びプロモーション支援を行い、また、市内事業者がより効果的に市内外向けの販売を推進できるよう、セミナーの開催を行う関係機関と連携・協働して市産品の認知度向上を図ることを目的に実施される業務内容に係る費用の一部補助することにより、地域商業の活性化、地域振興を図ることを目的に予算の範囲内で名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者・小規模企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号までに該当するものをいう。
- (2) 県内外 沖縄県内、県外及び海外をいう。
- (3) 市産品及び特産品 市内で生産又は加工を行った農産物、加工品、工業製品等をいう。
- (4) 物産展 百貨店、量販店、販促イベント等で開催する市産品及び特産品の展示販売を中心に実施される催事をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、商品の開発や改良、販路開拓等を行い、地域商業の活性化、地域振興に寄与する事業とする。

### (補助対象事業者)

第4条 補助の対象とする事業者は、名護市地域商業グロウアップ支援事業において選定された事業者とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業の実施に必要な経費のうち、別表に定める経費とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の合計額の8割に相当する額又は80万円のいずれか低い額とする。

### (交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付（変更）申請書（様式第1号）及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 申請者は、本事業において、国（独立行政法人等を含む）及び地方公共団体（外郭団体を含む）が助成する他の制度（補助金、助成金等）と重複して申請してはならない。

### (交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合において、当該申請にかかる書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助することが適当と認めるときは、名護市地域商業グロウアップ支援事業交付決定（変更承認）通知書（様式第2号）により申請者に

通知するものとする。

(補助対象期間)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付を決定した日から交付決定の日に属する年度の2月末日までに補助事業を完了しなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

(計画変更の承認)

第10条 補助事業者は交付決定を受けた後に事業経費及び事業計画に変更が生じる場合、当該変更について市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更及び承認の手続きは、第7条及び第8条の規定を準用する。

(実績報告書の提出)

第11条 補助事業者は、補助事業の終了後、交付決定の日に属する年度の3月6日までに実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。実績報告は、名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金実績報告書(様式3号)によるものとし、必要な書類は次のとおりとする。

(1) 事業実施報告書(様式第4号)

(2) 補助対象経費の支払いが確認できる書類(領収書の写し等)

(3) 出展したことがわかる書類(出店イベントの写真、出張報告書等)

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告が提出された場合は、当該実績報告書の書類を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金額確定通知書(様式第5号)により支援事業者に通知するものとする。

(補助金の経理)

第13条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し)

第14条 市長は、補助事業者が次に各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助事業者が、法令、決定通知の内容又はこれに付した条件、その他市長の指示に違反したとき

(2) 補助金を補助事業以外の用途で使用したとき

(3) 補助金交付申請その他関係書類に虚偽の記載をしたとき

(4) 補助事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合

(5) 交付決定の後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなったとき

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定をした後においても適用があるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第5条関係）

対象となる事業対象経費

1 補助対象経費	予算項目	内容
	報償費	講師謝礼金等に係る事業を実施するために必要な経費
	旅費	旅費、宿泊費、交通費等に係る事業を実施するために必要な経費
	需用費	パンフレット等の制作費に係る事業を実施するために必要な経費
	荷造運賃費	商品搬送等の事業を実施するために必要な経費
	使用料	機械器具等のリース代や、会場使用料など事業を実施するために必要な経費に係る経費
	その他経費	事業を実施するために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの

- 備考 1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- 2 本事業に申請した補助事業内容で国、公共団体、またはそれらに準ずる公的補助制度による補助を受けた場合、補助対象外とする。
  - 3 売上げに係る販売手数料は、補助対象外とする。
  - 4 航空機を利用する場合、クラスJ、プレミアムクラス料金は、補助対象外とする。
  - 5 名護市地域商業グロウアップ支援事業業務委託にて計上されている同経費については、補助対象外とする。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

名護市長 殿

住 所  
申 請 者 名 称 印  
代表者名

名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付（変更）申請書

みだしの件について、下記のとおり補助金を受けたいので、名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて交付（変更）申請します。

記

1 申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 関係書類

- ・事業企画書（様式第1号-1）※任意様式
- ・経費明細書（様式第1号-2）※任意様式
- ・売上計画表（様式第1号-3）※任意様式
- ・事業者概要書（様式第1号-4）※任意様式
- ・履歴事項全部証明書又は営業証明書
- ・定款写し（個人事業主：個人事業の開業等届出書または事業開始等届出書の写し）
- ・直近2ヵ年の決算書（損益計算書・貸借対照表）  
（個人事業主：確定申告書の写し、収支内訳書写し）
- ・市税完納証明書

様式第2号（第8条関係）

名護市指令 第 号  
年 月 日

殿

名護市長

名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付決定（変更承認）通知書

年 月 日付け申請のあった 年度名護市地域商業グロウアップ  
支援事業補助金については、審査の結果適正と認め、名護市地域商業グロウアップ支援事業  
補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり交付決定（変更承認）したので通知します。

記

1. 交付決定（変更承認）金額： 円
  
2. 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
  - (1) 交付を受けた補助金については、補助の目的に従って、効率的な運用を図ること
  - (2) 前項の条件及び補助金交付の目的に反していると認められるときは、既に交付した補助金の一部又は全額の返還をすること。
  - (3) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金を受領した後5年間保存すること。
  - (4) 補助事業申請等に係る文書は、名護市情報公開条例により情報公開の対象となるので、その対応を行うこと。

様式第3号（第11条関係）

令和 年 月 日

名護市長 殿

所在地

会社名

代表者氏名

印

名護市地域商業グロウアップ支援事業 実績報告書

令和 年 月 日付、決定通知書で通知のあった事業を完了したので、関係書類を添えて報告します。

事業完了年月日		
フリガナ		
企業名		
フリガナ		TEL :
担当者		FAX :
		Email :
添付書類 (全て揃っているかチェック してください)	<input type="checkbox"/> 事業成果報告書（様式第4） <input type="checkbox"/> 経費精算書 <input type="checkbox"/> 支援対象経費の支出に関する証拠書類	

事業実施報告書

開発した商品・ サービスの名称	
目的・背景	
概 要	

（必要に応じ適宜行数を追加してください）

様式第5号（第13条関係）

名護市達 第 号  
年 月 日

住 所  
団 体  
代表者

殿

名護市長

名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け名護市指令 第 号により交付決定した名護市地域商業グロウアップ支援事業に対する補助金については、実績報告書及び収支明細書等を審査した結果、名護市地域商業グロウアップ支援事業交付要綱第12条の規定により適正と認め、下記のとおり通知します。

記

- |   |           |                        |
|---|-----------|------------------------|
| 1 | 補助事業の名称   | 年度名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金 |
| 2 | 事業実施内容    |                        |
| 3 | 補助金の交付決定額 | 金 円                    |
| 4 | 補助金の額の確定額 | 金 円                    |

年 月 日

名護市長 殿

住 所  
申 請 者 名 称  
代表者名

印

名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名

2 請 求 額 円

3 振 込 先 金融機関名及び支店名

預 金 種 別

口 座 番 号

(フリガナ)  
口 座 名 義 人

名護市告示第 126 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和7年6月10日招集の第219回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和7年7月1日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和7年度 名護市一般会計補正予算(第1号)

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第 127 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、令和7年6月25日招集の第219回名護市議会定例会において議決を経た下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和7年7月1日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和7年度 名護市一般会計補正予算(第2号)

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示 第 128 号

名護市遊休農地対策補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 8 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市遊休農地対策補助金交付要綱 ~別紙

## 名護市遊休農地対策補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域計画エリア内の遊休農地の解消を促すことを目的に農地利用集積等促進計画において農用地等の賃借権の設定等を受けた者に対し、その賃借料の一部について予算の範囲内で名護市遊休農地対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、名護市補助金などの交付に関する規則（昭和56年規則第8号）に定めがあるもののほか、必要事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 遊休農地 名護市農業委員会が実施する利用状況調査において、遊休農地と判断された農地をいう。
- (2) 地域計画 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定の計画をいう。
- (3) 地域内の農業を担う者（地域計画に位置付けられた者） 農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号）第5の規定による者をいう。
- (4) 農地中間管理機構 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定による指定を受けた者をいう。
- (5) 農用地利用集積等促進計画 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条の規定に基づく農用地等の賃借権の設定等をいう。

### (交付対象)

第3条 補助金は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に交付するものとする。

- (1) 農用地利用集積等促進計画の対象農用地等が、地域計画エリア内の遊休農地であること。
- (2) 賃借権の設定等を受ける者が、地域計画に位置付けられた者、または、地域計画に位置付けられることが確実な者であること。
- (3) 農用地利用集積等促進計画の存続期間が10年以上であること。
- (4) 農用地利用集積等促進計画の対象農用地等が、農地活用集積促進事業等の交付を受けていないこと。

### (交付額)

第4条 補助金の額は、農用地利用集積等促進計画が定められた農用地等の面積1平方メートル当たり9.08円（名護市の農地の平均賃料坪30円の平米変換）を農用地等の面積で乗じて算出した初年度の年間賃料とする。

### (交付申請及び交付決定等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 名護市遊休農地対策補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 名護市遊休農地対策補助金交付振込口座届出書（様式第2号）
- (3) 農用地利用集積等促進計画の写し

2 市長は、前項の規定により提出された申請書類を審査し、土地の権利関係を調査した上で、その内容が適正と認められる場合は、交付決定を行い、名護市遊休農地対策補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により当該申請を行った者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第6条 市長は、補助金を交付された者が次の各号に該当する場合は、農用地利用集積等促進計画の対象農用地等ごとに、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 農用地利用集積等促進計画を途中で解約した場合
- (2) 交付対象要件の不足が発覚した場合
- (3) 交付対象事業等に関して不正、不適切な行為をした場合

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名護市告示第129号

名護市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱を次のように定める。

令和7年7月10日

名護市長 渡具知 武豊



名護市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱 ～別紙

## 名護市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、定額減税補足給付金（不足額給付）に関し、必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 名護市定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）は、定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、名護市（以下「本市」という。）によって贈与される給付金をいう。

### （支給対象者）

第3条 調整給付金（不足額給付分）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和7年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ）を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等した者にあつては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金（当初給付分）給付対象外であった場合、0円とする。）

(2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者

(3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者または同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者

(4) 前3号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日付け府地創第327号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

- 2 前項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。
- 3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。
- 4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。
  - (1) 令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が0円でない者
  - (2) 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）
  - (3) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員（支給額）

第4条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、それぞれ0円とする。また、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを0円とする。

- 2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3万円とする。
- 3 前条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金（当初給付分）の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される調整給付金（不足額給付分）の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額とする（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）。  
（事務処理基準日）

第5条 第3条第1項第1号ア及びイに定める額を課税台帳等から抽出し、調整給付金（不足額給付分）の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年6月2日とする。

- 2 事務処理基準日以降に生じた第3条第1項第1号ア及びイに定める額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金（不足額給付分）の金

額に反映しないものとする。

(課税情報の修正に係る例外的取扱い)

第6条 前条の規定にかかわらず、事務処理基準日以降に課税情報に修正が生じ、かつその修正が本人の責めに帰することができないと認められる場合は、支給対象者からの申出により当該修正後の課税情報に基づき、給付額を再算定することができる。

2 前項の適用を受けようとする者は、第10条に規定する申請書に、当該修正が本人の責めに帰することができない理由であることを証する書類を添付して提出しなければならない。

3 市長は、前項の書類の提出が困難であると認める場合において、本人の申述書その他の資料により修正の経緯を確認できるときは、当該資料をもって証することができる。

(受給権者)

第7条 調整給付金(不足額給付分)の受給権者は、第3条に規定する給対象者とする。

(申込書による申込等の方法)

第8条 市長は、次の各号に掲げる要件を満たす者のうち市長が別に定める者に対し、第2号に規定する金融機関の口座に調整給付金(不足額給付分)を振り込む旨の調整給付金(不足額給付分)の支給の申込みを行う。

(1) 第3条第1項、第3項及び第4項に規定する支給要件を満たすことを市長が確認した支給対象者

(2) 市長が、次に掲げる金融機関の口座(支給対象者本人名義の口座に限る。)に係る情報が確認できる者

ア 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条に基づき内閣総理大臣から提供を受けた公的給付支給等口座情報

イ 市の住民情報システムに記録されている金融機関の口座情報

2 支給の申込みは、市長が「名護市定額減税補足給付金(不足額給付)の支給のお知らせ」(以下「申込書」という。)を郵送することにより行う。

3 申込書の送付を受けた支給対象者(以下「被申込者」という。)が次の各号に掲げる場合に該当するときは、市長に申し出なければならない。

(1) 申込書に記載された金融機関の口座を別の金融機関の口座(被申込者の口座に限る。)に変更する場合

(2) 調整給付金(不足額給付分)の受給を拒否する場合

(3) 第3条に規定する支給対象者に該当しない場合

(4) 申込書に記載された調整給付金(不足額給付分)の金額に異議があり、申込みを承諾しない場合

4 前項第1号に掲げる場合において、被申込者は振込口座変更届出書(以下「口座変更届」という。)を、郵送、窓口又は市長が別に定める電気通信回線を通じて送信する方法(以下「オンライン方式等」という。)により市長に提出しなければならない。

5 第3項第2号及び第3号に掲げる場合において、被申込者は辞退届をオンライン方式等により市長に提出しなければならない。

6 第3項第4号に掲げる場合において、被申込者は口頭又はオンライン方式等により申出を行った後、第10条の規定により申請書を提出しなければならない。

い。

(確認書による申請等の方法)

第9条 次の各号に掲げるいずれかの者(以下「確認書対象者」という。)は、「名護市定額減税補足給付金(不足額給付)支給要件確認書」(以下「確認書」という。)を本市に提出することにより調整給付金(不足額給付分)の受給の申請を行わなければならない。

(1) 第3条第1項、第3項及び第4項に規定する支給要件を満たすことを市長が確認した支給対象者のうち、本市が、前条第1項第2号に掲げる当該支給対象者の金融機関の口座に係る情報を保有していない者

(2) 前号に掲げるもののほか市長が別に定める者

2 確認書の提出は、オンライン方式等により市長に提出しなければならない。

3 確認書対象者は本市が確認書対象者に送付する確認書に必要な事項を記入し、本市に対しオンライン方式等により返送しなければならない。

4 確認書対象者が確認書に記載された調整給付金(不足額給付)の金額に異議がある場合においては、前条第6項の規定を準用する。この場合において同項中「第3項第4号に掲げる場合において、被申込者」とあるのは「確認書対象者」と読み替えるものとする。

(申請書による申請等の方法)

第10条 調整給付金(不足額給付分)の支給を受けようとする者のうち、被申込者及び確認書対象者(第8条第6項(前条4項の規定により準用される場合を含む。)の規定により申請書を提出しなければならない者を除く。)に該当しない者(以下「申請者」という。)は、市長へ申請書の送付を依頼し、当該申請書に必要な事項を記入し、市長が別に定める書類を添えて、郵送又は本市の窓口にて本市へ提出しなければならない。

(支給の方式)

第11条 確認書及び申請書(以下「確認書等」という。)の提出に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合、第2号及び第3号に掲げる方式は、確認書等の提出者(以下「提出者」という。)が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 振込方式 本市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 本市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(3) 現金書留送付方式 本市が現金書留等により現金を送付する方式

2 提出者は、確認書等の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

3 支給対象者又は第13条に規定する代理人により確認書等が提出された場合、第1項の規定による支給方式については、支給対象者本人名義の金融機関の口座にのみ振り込むものとする。

(確認書等送付先変更届)

第12条 市長は、現住所が申込書又は確認書に記載する住所地と異なる支給対象者等から確認書等送付先変更届(以下「送付先変更届」という。)の提出があったときは、当該届に記載された送付先に申込書又は確認書等を送付するものとする。

(代理による申請)

第13条 被申込者、確認書対象者又は申請者に代わり、代理人として第8条、第9条及び第10条の規定による提出ができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書等を提出するときは、委任状等の提出をもって、市は代理権を確認するものとする。この場合において、市長は公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号又は第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（提出の期限等）

第14条 第8条第3項の規定に基づく申出及び確認書等の受付を開始する日は、市長が別に定める日とする。

2 第8条第3項の規定に基づく申出の提出期限は市長が別に定める日とする。

3 確認書等の提出期限は、令和7年10月31日とする。

（調整給付金（不足額給付分）の支給の決定等）

第15条 市長は、被申込者が前条第2項に規定する日までに申出を行わないときは、当該被申込者が申込みを承諾したとみなし、当該被申込者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給することを決定する。

2 第8条第3項第1号に係る申出は、申込みに対する承諾とみなす。ただし、第8条第3項第4号の規定により金額の変更を申し出た場合は、この限りでない。

3 市長は、口座変更届、確認書を受け付けた場合において、これらに記載された内容が適正であることを確認し、被申込者又は確認書対象者に対し調整給付金を支給すべきものと認めたときは、これらの被申込者又は確認書対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給することを決定する。

4 市長は、申請書を受け付けた場合において、これらに記載された内容が適正であることを確認し、申請者に対し調整給付金を支給すべきものと認めたときは、第4条の規定により算定した調整給付金（不足額給付分）の金額を支給することを決定し、通知する。

5 市長は、被申込者又は提出者が第3条に規定する支給要件を満たさない場合は、調整給付金（不足額給付分）を支給しない旨を、当該被申込者又は提出者等に通知する。

（調整給付金（不足額給付分）の支給等に関する周知等）

第16条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（調整給付金（不足額給付分）の確認書等の提出等が行われなかった場合の取扱い）

第17条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者が第

14条第3項に規定する提出期限までに確認書等の提出を行わなかった場合は、支給対象者が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 次の各号に掲げる場合は、被申込者又は提出者が、調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける意思を取り消したものとみなす。この場合において、第15条第1項から第4項までの規定により調整給付金（不足額給付分）を支給することを決定しているときは、その決定を取り消す。

(1) 確認書等の不備があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、市長が別に定める期限までに、当該提出者が当該不備に係る補正を行わない場合

(2) 第8条第1項第2号及び第11条第1項第1号に規定する口座情報又は口座変更届に不備があり、振り込みを行うことができなかつた場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず、市長が別に定める期限までに、当該被申込者又は提出者が不備に係る補正を行わない場合

（給付金の返還）

第18条 市長は、偽りその他不正の手段により、又は支給要件を満たしていないにもかかわらず調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金（不足額給付分）に係る支給の決定を取り消し、当該調整給付金（不足額給付分）の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第19条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

（その他）

第20条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別紙（第7条関係）

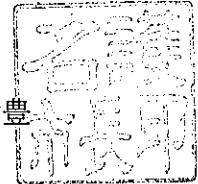
名護市公告第 42 号

令和 7 年 6 月 12 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	仲尾次地区農道整備工事（1工区）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 仲尾次 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年2月27日
5	概要	農道整備工事 一式
6	入札日時	令和7年7月7日（月）午前10時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年6月19日（木）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年6月30日（月）正午
14	質問に対する回答	令和7年7月1日（火）
15	指名通知日	令和7年6月24日（火）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：農林水産課

## 2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年7月7日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。  
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

## 3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

## 4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年6月19日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
  - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
  - (2) 資格者証の写し
  - (3) 営業所技術者等証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号）の写し

#### 5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年6月24日（火）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

#### 6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

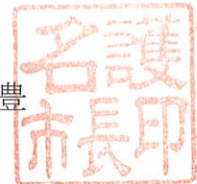
入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第43号

TSUNAGU CITY 2026 in NAGO 企画提案及び運營業務委託に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和7年6月20日

名護市長 渡具知 武豊



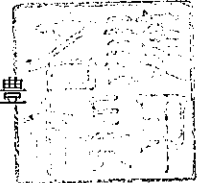
- 1 事業名 TSUNAGU CITY 2026 in NAGO 企画提案及び運營業務委託
- 2 実施要項等は、市ホームページに公表及び商工・企業誘致課に備え付けることとする。

令和 7 年 6 月 26 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	多世代交流施設電気設備工事
2	工事の種類	電気工事
3	施工場所	名護市 大中 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	電気設備工事 一式
6	入札日時	令和7年7月18日（金）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	138,930,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年7月8日（火）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年7月11日（金）正午
14	質問に対する回答	令和7年7月15日（火）
15	指名通知日	令和7年7月10日（木）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建築住宅課

## 2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の電気工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年7月18日の入札日までの間）に本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、令和7年5月23日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。  
「入札の条件のとおり」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

## 3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

#### 4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年7月8日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
  - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
  - (2) 資格者証の写し
  - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

#### 5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年7月10日(木)に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

#### 6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

# 入札の条件

工 事 名 : 多世代交流施設電気設備工事

## 1 共同企業体について

- (1) 本工事は、名護市における電気工事(A級)より、2者の任意の組合せによる共同企業体を結成することによって入札の参加を認める。
- (2) 共同企業体の代表者は、特定建設業許可を有する名護市における電気工事(A級)登録業者とする。  
ただし、上記の代表者としての条件を満たす者同士の組み合わせとなる場合においては、名護市における電気工事の総合評点の高い方を代表とする。
- (3) 代表者から、建設業法に基づく現場代理人と監理技術者または主任技術者となり得る国家資格取得者(1級電気工事施工管理技士、技術士、建築設備士)を配置し、下請契約の合計金額が5千万以上となる場合には監理技術者を配置する。  
構成員から主任技術者となり得る国家資格者(1・2級電気工事施工管理技士、技術士、第1・2種電気工事士、電気主任技術者(1・2・3種)、建築設備士)を1人配置する。  
(配置技術者については、3カ月以上の直接雇用関係にあること。)
- (4) 共同企業体は、甲型(共同施工方式)とし、代表者の出資比率は構成員のうち最大の出資率(51%以上)とする。
- (5) 構成員の出資比率は、30%以上とする。
- (6) 共同企業体結成後の辞退届提出期限については、入札執行時刻前までに提出とする。
- (7) 特定建設工事共同企業体資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書、委任状(事前提出用)及び各構成員ごとに特定建設工事共同企業体資格審査申請書(別紙)を、次に掲げる日までに提出とする。

○提出期間:令和7年6月27日(金)～令和7年7月8日(火) 正午まで

表1.対象業者

	会 社 名	総合評点
1	一般 (株)ヤマナミエンジニアリング	1045
2	特定 (株)名護電水センター	1021
3	特定 沖縄オートメーション(株)	1006
4	特定 (株)仲程電工	997
5	特定 (有)北勇工業	895
6	一般 (有)丸正工業	863
7	特定 (株)松電	849
8	特定 (有)友屋工業	832
9	一般 ONE(株)	793

名護市公告第 45 号

名護中心市街地整備事業調査業務委託（その 4）に係る公募型プロポーザル  
の実施について

令和 7 年 6 月 27 日

名護市長 渡具知 武豊



名護中心市街地整備事業調査業務委託（その 4）に係るプロポーザル実施要  
項等は、市ホームページ及びまちなか再開発・公共交通課に備え付けています。

名護市公告第 46 号

令和 7 年 7 月 3 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	名護100号線道路改良工事（その6）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市 東江 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年2月27日
5	概要	道路改良工事 一式
6	入札日時	令和7年7月28日（月）午前10時00分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年7月10日（木）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年7月17日（木）正午
14	質問に対する回答	令和7年7月23日（水）
15	指名通知日	令和7年7月14日（月）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

## 2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年7月28日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。  
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

## 3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

## 4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年7月10日 正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
  - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
  - (2) 資格者証の写し
  - (3) 営業所技術者等証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号）の写し

## 5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年7月14日（月）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

## 6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 47 号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第 260 条の 46 第 2 項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が保有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和 7 年 7 月 7 日

名護市長 渡具知 武豊



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：名護市汀間区

区域：名護市字汀間の区域

主たる事務所の所在地：名護市字汀間 29 番地（汀間地区会館内）

2 不動産に関する事項

地目	面積	所在地
宅地	474.00 m <sup>2</sup>	名護市字汀間村 28 番
宅地	464.00 m <sup>2</sup>	名護市字汀間村 29 番

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

名護市字汀間村 28 番の土地

所有者 名護市字汀間 54 番地 仲本一吉

名護市字汀間村 29 番の土地

所有者 名護市字汀間 42 番地 仲本一正

3 公告期間 令和 7 年 7 月 7 日から令和 7 年 10 月 7 日まで

4 異議を述べる方法

名護市長に対し、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 3 項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

(様式7)

名護市公告第48号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づく名護農業振興地域整備計画を別冊のとおり一部変更したので、同法12条第1項の規定に基づき公告し、同法12条第2項の規定により次の場所において縦覧する。

令和7年7月9日

名護市長 渡具知 武豊



縦覧場所：名護市役所 農林水産部 農業政策課  
名護市港一丁目1番1号